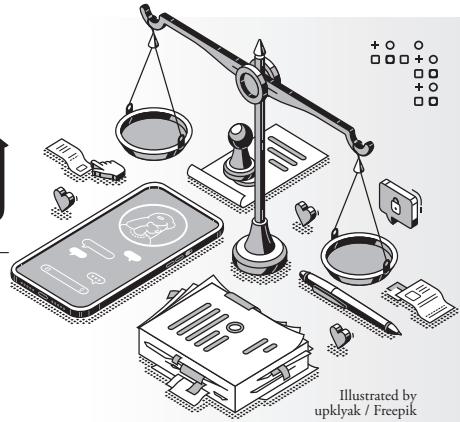


新しい法律のご案内

LINE UP

- 離婚後の親権などについて
法改正がされました 1頁
1月から下請法は取適法に 2頁
AI新法について 3頁
事務局だより 4頁



Illustrated by
upklyak / Freepik

離婚後の親権などについて法改正がされました



弁護士 高江俊名

2024年5月、離婚後の親権など、民法の家族法に関する改正法が成立しました。2026年4月1日から施行される予定です。

1 異婚後の親権について

(1) 親権の内容

親権の内容としては、身上監護権と財産管理権があります。身上監護というのは、子の身の回りの世話をすることや、子の教育や居所（住む場所）に関して決定することを内容としています。

(2) 異婚後も父母の双方が親権者となることが可能に

これまででは、父母が離婚するに際しては、そのいずれか一方を親権者と定めなければなりませんでしたが、このたびの法改正により、離婚後においても、父母の双方が親権者となることが可能になります。

(3) 監護権者について争いがある場合

離婚の調停や訴訟で問題になるのは、父母のどちらが子と一緒に暮らして生活をするか、という点です。

これまででは、離婚後に親権者となった方が子と一緒に暮らすという前提で、いずれが親権者となるか、という形で争われました。

このたびの法改正により、今後は、どちらが子と一緒に暮らすかについて争いがある場合は、DVなどが問題になるケースは別として、基本的には、父母の双方が親権者となった上で、家庭裁判所がいずれか一方を監護権者として指

定するという形で解決が図られていくことが想定されます。DVなどが問題になるケースでは、家庭裁判所がいずれか一方のみを親権者及び監護権者として指定することもあり得ます。

(4) 親権の共同行使について

父母の双方が親権者となった場合、親権は、父母が共同して行うと定められています。

しかし、これには例外があり、「監護及び教育に関する日常の行為」や「子の利益のため急迫の事情があるとき」については親権を単独で行使できるとされています。「子の利益のため急迫の事情があるとき」に関しては、例えば、入学試験の結果発表後の入学手続のように一定の期限までに親権を行うことが必須であるような場合もそれに当たるとされています。

そのため、「共同親権」といっても、ほとんどのことは、子と一緒に暮らしている親が単独で親権行使できることになるものと思われます。

2 養育費について

離婚後の養育費について、「法定養育費」の制度が新たに設けられました。

これは、父母の協議等によって養育費の決めがされていなくても、離婚時から法が定める一定の養育費の請求ができるようになります。

養育費の請求をするには、父母の協議または家庭裁判所

の手続によって養育費の額が具体的に定められている必要があります。

DVなどの事情により、離婚の際に養育費に関する取決めがなされていない場合などに、この「法定養育費」の制度を活用し、養育費を請求することが想定されています。

3 親子交流について

離婚後、子と別居することになった親と子との交流については、これまで「面会交流」という言い方がされています。

したが、別居親と子との交流の方法は直接会う「面会」だけに限られるものでなく、ビデオ通話や電話、メール、手紙など様々な方法がありうるため、新しい法律では、「面会交流」という言い方を改めて、「親子交流」と呼ばれることになりました。

この親子交流に関しては、このたびの法改正により、祖父や祖母など、父母以外の親族と子との交流に関する規定も設けられました。

1月から「下請法」は「取適法」に



弁護士 松 森 彬

「下請法」（下請代金支払遅延等防止法の通称）は、2025年5月に全面的に改正され、法律の名前が「中小受託取引適正化法」（通称：取適法）（とりてきほう）に変わりました。今年1月から施行されています。

1 これまでの「下請法」

（1）下請法とは

下請法（下請代金支払遅延等防止法）は、下請取引における不公正な取引を防止し、下請事業者の利益を保護する法律です。独占禁止法を補完する法律として、昭和31年に制定されました。

下請法は、親事業者に対して、発注する内容を書面などで明示する義務や取引の記録を保存する義務など4つの義務を定めています。

また、下請法は、親事業者が正当な理由なく次の10の行為を行うことを禁止しています。①発注品の受領拒否、②代金支払の遅延、③発注後の代金の減額、④返品、⑤著しく低い代金での買いたたき、⑥他の製品の購入・利用などの強制、⑦不当な取引を通報したことを理由とする報復措置、⑧支給する原材料等の対価の早期決済、⑨協賛金や従業員派遣などを不當に提供させる行為、⑩発注の取消しや内容の変更、無償でやり直しや追加作業などをさせる行為。

この度の改正で、「協議に応じない一方的な代金決定」（次の2項（1）の行為）が追加され、禁止行為は合計11になりました。

（2）多数の勧告や指導

下請法違反の行為がありますと、公正取引委員会が勧告や是正の指導をします。2024年は21件の勧告と8000件を超

える指導が行われました。

2 改正の6つのポイント

取適法（中小受託取引適正化法）は、下請法の規制内容を追加し、規制対象を拡大しました。

改正の6つのポイントをご説明します。

（1）「協議に応じない一方的な代金決定」の禁止

近年、労務費、原材料費、エネルギーコスト等が上昇していますが、それが下請代金に十分反映されないという問題が生じています。そこで、取適法は、価格協議を義務化しました。下請事業者（新法では中小受託事業者といいます）から「代金を値上げしたい」などの協議の求めがあったときに、親事業者（新法では委託事業者といいます）が協議をせず、あるいは必要な説明をせず、一方的に代金を決定するという行為は禁止されます。

今後、委託事業者は中小受託事業者と価格について適切に協議を行い、交渉の記録を保管しておくことが求められます。

（2）手形払などの禁止

手形や電子記録債権などによる支払いが禁止になりました。手形払いは、手形の交付日から満期日まで現金受領を待つ必要がありました。それがなくなり、受託側は早くに現金を得られることになりました。

（3）従業員基準の規模要件への追加（下請法逃れなどへの対応）

下請法は、資本金が一定額以上の大きな会社が、資本金が一定額以下の小さな下請会社と取引をする場合を対象にしていました。しかし、資本金が少額でも実態は大企業と

いう場合があります。また、下請法の規制を逃れようとして資本金を減資するという例もありました。そこで、新たに従業員数による規制が追加されました。たとえば、製造を委託する取引の場合は、委託側が従業員300人超、受託側が300人以下ですと、資本金による基準を満たしていなくても、規制の対象となります。

(4) 運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）

荷主が運送事業者に運送を委託する取引は、これまで下請法の対象外でした。運送業者間の再委託のみが対象でした。しかし、運送事業者は荷主に対して立場が弱く、無償で荷積み・荷下ろしや長時間の待機などを強要される問題がありました。この問題の適正化をはかるため、荷主が

運送事業者に運送を委託する取引も新たに規制の対象となりました。

(5) 事業所管省庁にも指導、助言の権限

指導・助言は、これまで公正取引委員会がしていましたが、事業を所管する各省庁も指導や助言ができるようになりました。

(6) 法律の名称、用語の見直し

法律の名称が変わり、「親」、「下請」などの上下関係をイメージさせる用語も一新されました。「親事業者」は「委託事業者」に、「下請事業者」は「中小受託事業者」になりました。

AI新法について

1. AI新法が施行されました

近年、AI（Artificial Intelligence＝人工知能）の進化により、生活やビジネスの在り方が大きく変わろうとしています。

AI技術により、業務の効率化や人手不足の解消、ヒューマンエラーの削減等が可能になる一方、誤情報の生成や倫理的な問題等のリスクが指摘されています。

EUでは、2024年5月にAI規制法が成立し、リスクの程度に応じた規制や制裁金が定められました。

日本では、2023年5月から政府主導でAI戦略会議が開催され、2025年9月1日、「人口知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」（AI新法）が施行されました。AI新法は、他国に遅れをとる日本のAI技術の開発・活用を促進しつつ、AIによるリスクに対応するため、既存の刑法や個別法に加え、新たな法律が必要となったことから、制定されました。

以下では、AI新法についてご説明します。

2. AI新法の概要

(1) 基本理念

AI新法には、①AI関連技術が経済社会及び安全保障上重要であることに鑑み、日本におけるAI関連技術の研究開発力を保持し、国際競争力を向上させること、②AI関連技術の基礎研究から活用までの各段階の関係者による取組を総合的・計画的に推進すること、③AI関連技術の研究開発及び活用が不正な目的・不適切な方法で行われた場合には

弁護士 柳 本 千 恵



国民生活の平穏・国民の権利利益が害される事態を助長するおそれがあることに鑑み、AI関連技術の適正な研究開発・活用のための透明性の確保等の施策が講じられなければならないこと、④日本がAI関連技術の研究開発及び活用における国際協力における主導的役割を果たすように努めることの4つの基本理念が規定されています。

(2) 国等の責務

AI新法では、以下のとおり、国、地方公共団体、研究開発機関、事業者及び国民に対する責務が定められています。

国の責務…AI関連技術の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施すること。

地方公共団体の責務…地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施すること。

研究開発機関の責務…AI関連技術の研究開発及びその成果の普及並びに人材の育成に積極的に努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する施策に協力するように努めること。

事業者の責務…AI関連技術の活用により事業活動の効率化及び高度化並びに新産業の創出に努めるとともに施策に協力すること。

国民の責務…AI関連技術に対する理解と関心を深めるとともに施策に協力するよう努めること。

(3) 法制上の措置等

国は、AI関連技術に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとすると

定められています。

(4) 基本的施策

国は、AI関連技術の研究開発及び活用について、①研究開発の推進、体制整備、情報提供等の施策、②施設及び設備等の整備及び共用の促進、③適正性の確保、④人材の確保等、⑤教育の振興等、⑥調査研究等、⑦国際協力の7つの基本的施策を講ずるものとすると定められています。

(5) 人工知能基本計画

政府は、AI新法の基本理念にのっとって、AI関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画（人工知能基本計画）を定めるものとするとされています。

(6) 人工知能戦略本部

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、人工知能

戦略本部を置くこととされています。

3. 付帯決議

AI新法の制定にあわせて、新法施行にあたって政府が留意すべき事項を定めた付帯決議が衆参両院で可決されました。

付帯決議では、AI関連技術を悪用して子ども等のわいせつな画像や動画を作り出す、いわゆる「性的ディープフェイク」への対策や、国の指導や助言に応じない事業者に対する措置の在り方を検討すること等が政府に求められています。

AIが今後の我々の生活にもたらす利点が計り知れないものである一方で、AIに潜在するリスクもまた未知的であり、AI新法を基にさらなる規制が必要です。



事務局だより

✉ 松山に行ってきました

大浜 愛子

10月の三連休に愛媛県の松山へ、日頃勉強している心理学の全国大会に参加してきました。全国から全員集合で、賑やかな大会でした。特に感動したのは、普段Zoom越しでしかお会いできない東北地方の方々と「リアル」で顔を合わせることができた点です。「（リアルでは）案外、大きいんですね！」という感想をいただき、画面越しの私は小さく映っていたのかと新発見でした。子どもの頃から身体が大きいと言われ続けてきた私にとって、この正直なひとことはとても嬉しかったです。コロナ禍を経て世の中は大きく変わりましたが、やはり対面で会うことの大切さや温かさを改めて感じました。

滞在中は、勉強が目的のため、観光時間はほとんどとれず、友人たちが道後温泉で入浴している間、私は一人で「坂の上の雲ミュージアム」を訪れました。安藤忠雄氏の設計による建物は空間自体が芸術的でした。司馬遼太郎氏の生原稿や、主人公たちの人生の各場面をたどる展示は興味深く、時間を忘れて見入ってしまいました。

またいつか、ゆっくり松山へ旅行したいと思います。

✉ 水素吸入体験

田村まゆか

かねてから気になっていた水素吸入体験へと行ってきました。水素が身体の酸化を防ぎ健康維持のために必要な元素だということは15年ほど前から注目していました。その水素を家庭でも気軽に吸えるようにと販売された機械があるということで気になっていたのです。1時間ほど水素を吸入しました。当時、5時間切る睡眠が続いていたので非常に寝不足でしたが、吸入後は疲労感が抜け視力も明るくなり、身体が非常に楽になりました。同じく体験に来られていた方は腰痛の痛みが引いたとのこと。

水素は分子が小さいために脳や細胞内などに到達し医療の現場でも注目を浴びていると言うことですが、納得です。体験会後、2日間ほどは効果は持続し体感も快調そのもの。何より寝ている時に吸えば良いというのもズボラさんにはもってこいかもしれません。

あとがき

今年は年賀のご挨拶と事務所ニュース新春号のご送付と一緒にさせていただきました。ご了承賜りますようお願いいたします。

事務所ニュースは、「家族法に関する改正法について～離婚後の親権などについて法改正がされました～」、「1月から下請法は取適法に」、「AI新法について」を掲載しています。いずれも今年話題になることが多い法律問題であると思います。ご参考になれば幸いです。

2026年（令和8年）1月

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目14番16号 西天満パークビル3号館4階
電話 06(6364)5010 FAX 06(6364)2372

ホームページ URL <http://www.mt-law.jp/> 西天満総合法律事務所  (ホームページには地図も掲載しています)

弁護士法人 西天満総合法律事務所

弁護士 高江俊名

弁護士 松森彬

弁護士 柳本千恵

